

大和市

市民の安全を願って

大和市国民保護計画

保存版



このマークは国民保護に従事する人や場所などを識別するため、ジュネーブ諸条約等で定められている特殊標章です。

大和市企画部防災対策課地域防災対策担当

〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号
電話：046-260-5777 FAX：046-261-4592
E-mail：bousai@city.yamato.lg.jp

平成16年9月、わが国に対する外部からの武力攻撃や大規模テロなどから、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」が施行されました。

大和市では、この国民保護法の規定に基づき、武力攻撃や大規模テロ等に際して、的確かつ迅速に市民の皆さまを保護するため、平成19年1月に大和市国民保護計画を策定しました。

このリーフレットは、大和市国民保護計画の内容や武力攻撃、大規模テロなどが発生した際の市民の皆さまの行動等についてまとめたものです。

1 基本方針

基本的人権の尊重、災害時要援護者や地域特性などに配慮しました。

2 想定する事態

武力攻撃事態を4つの類型に、緊急対処事態を4つの分類に想定しました。

3 平素からの備えや予防

市の組織・体制や避難・救援に必要な備えなどを定めました。

4 警報及び避難の指示

警報の内容の伝達、避難指示、避難誘導、避難所での救援などの措置を定めました。

5 被害の最小化

警戒区域の設定や消火・救助救急活動、生活関連施設（電気・ガス・水道）の安全確保の措置を定めました。

大和市国民保護計画は、市役所1階の情報公開コーナーで閲覧することができます。そのほか、市立図書館、渋谷・桜丘・林間・つきみ野の各学習センターの図書室でも閲覧することができます。また、防災対策課のホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.yamato.lg.jp/bousai/index.htm>

○国民保護の仕組みに関する詳しい情報は、下記のホームページでご覧になれます。

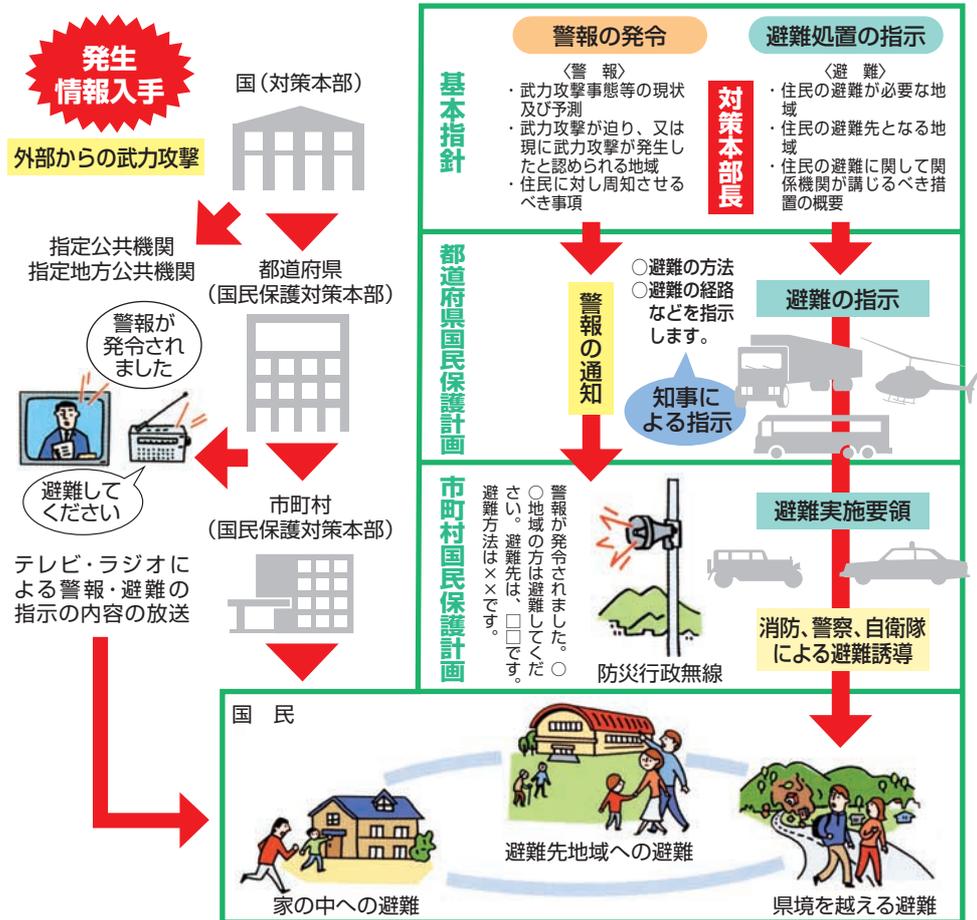
- ・内閣官房ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/pc-index.html>
- ・総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/concern/index.html>

あってはならない武力攻撃、なくてはならない国民保護

避難

日本に対する武力攻撃が迫った場合や大規模テロが発生した場合には、国はその情報を把握し、国民に警報を発令します。また、国は避難の必要があると認めるときは県知事に避難措置の実施について指示を行います。

市長は、県知事からの避難の指示を受けて、市民に対して避難指示の伝達を行います。また、市長は、消防機関等を指揮し、避難住民の誘導を行います。



警報が発令された場合の行動



屋内にいる場合

- ・ドアや窓を全部閉め、ガス、水道、換気扇を止めましょう。
- ・ドア、壁、窓ガラスから離れて座りましょう。



自宅から避難する場合

- ・ガスの元栓をしめ、電気のコンセントを抜いておきましょう。
- ・頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子を着用しましょう。
- ・パスポートや運転免許証等、身分を証明できるものを持っていきましょう。
- ・家の戸締りをしましょう。
- ・近所の人に声をかけましょう。
- ・行政機関が行う避難誘導に従いましょう。

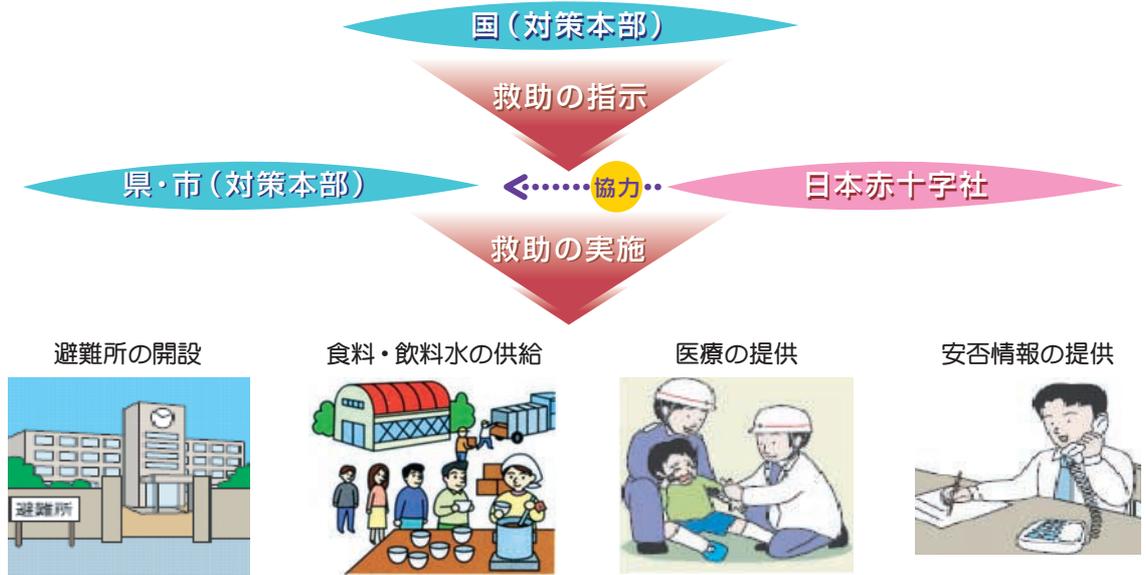


屋外にいる場合

- ・近くのビルなど堅牢な建物の中に避難しましょう。

救援

市は、県と協力し、避難所の開設、食料や飲料水の供給など避難住民の救援活動を行います。また、皆さまからの問い合わせにお答えします。



市は、国・県・施設管理者等と連携して、武力攻撃等による被害をできるだけ小さくするための措置を行います。

警戒区域の設定と
区域内の立入制限



消火、救急、
救助活動



生活関連等施設（鉄道
施設など）の安全確保



放射性物質などに
よる汚染の拡大を防止



国民保護措置の実施には地域の協力が不可欠です

国民保護措置の実施には地域の皆さまのご協力が欠かせません。自分の身を守る「自助」、地域で助け合う「共助」にご協力をお願いします。

- 不審者や不審物を発見したら、警察署や消防署などにすぐに通報してください。
- 県や市が行う訓練に参加するなど、日ごろからの備えを行ってください。

地域の皆さまへのお願い

- 避難をするときは、高齢者や障害者など災害時要援護者の手助けをしてください。
- 避難先では、県や市が行う食料等の配給などにご協力ください。

事業者の皆さまへのお願い

- 普段から施設の危機管理の強化に努めてください。
- 警報や避難の指示が出されたら、従業員や施設内の人々への情報伝達・避難誘導を行ってください。
- 屋内避難が必要になった場合は、施設内への緊急避難にご協力ください。

- 皆さまの協力は自発的な意思にゆだねられるものです。要請にあたっては、強制することはありません。
- 市が協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分に配慮します。要請による協力で皆さまが被害を受けた場合は、その損害を補償します。

被害の 最小化